

上田八一〇一  
外貨保証金取引約款

上田八一〇一株式会社

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 249 号

a2180523a1

## 外貨保証金取引約款

この外貨保証金取引約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が上田ハーロー株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「電子通信手段」といいます。）を利用して外貨保証金取引（金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引で、当該売買の目的となっている通貨等の受渡決済もしくは転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引（以下「本取引」といいます。）を行うに際しての権利義務関係を明確にするもので、お客様は本取引を行うにあたり、関係諸法令の定めのある場合を除き、全て本約款および該当する商品の外貨保証金取引説明書（以下「取引説明書」といいます。）に定めたとおりのものとします。

本約款の用語、定義については以下の通りとします。

（定義）

- （1）「本取引」とは、お客様が保証金の預託を為して当社を相手方にして行う外貨および円貨による為替売買をいいます。
- （2）「必要保証金」は、新規取引時の取引額に応じて必要な担保としての金銭をいいます。
- （3）「預託金」は、本取引を行うためにお客様が当社に預託する担保としての金銭をいいます。
- （4）「維持保証金」は、現在の取引を継続するために必要な担保としての金銭をいいます。
- （5）「ポジション」は、本取引における未決済の取引をいいます。
- （6）「差金決済」は、通貨の受渡しを行わず買ポジションに対して売注文を出し、または売ポジションに対して買注文を出し、買付総金額と売付総金額の差額を受払いすることによって取引を決済することをいいます。
- （7）「転売」は、買ポジションを差金決済により終了する行為をいいます。
- （8）「買戻し」は、売ポジションを差金決済により終了する行為をいいます。
- （9）「スワップポイント」は、取引の対象となる通貨ペアの金利差を精算した金額をいいます。

### 第1条（取引口座の開設）

本取引を開始するにあたり、当社にお客様ご自身の外貨保証金取引口座（以下「取引口座」といいます）を開設頂きます。

2. 本取引では、預託金、手数料、転売または買戻しによる差金決済の差損益金、スワップポイント、外国通貨の受渡し、その他本取引に係る金銭の授受等の全てを、お客様の取引口座に計上、処理することとします。
3. 取引口座の開設は、当社がお客様の本取引に対する理解度、取引適合性の確認、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令所定の方法による審査、反社会的勢力で無いことの確認、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」「所得税法」に基づく個人番号の取得、法人のお客様では法人番号の取得、そして本人確認を終了した段階で行うこととします。
4. 当社は第3項の審査の内容は開示せず、これに関するお問合せには回答しないものとします。

### 第2条（ユーザIDおよびパスワード）

当社は、お客様が取引口座を開設した後、電子通信手段を通じて当社の管理するサーバにアクセスし、当該サーバ上で当社が提供する取引システム（以下「本システム」といいます）を利用するためのお客様のユーザIDを通知します。お客様は当社所定の手続に従い、パスワードを設定します。

2. 本システムの利用は、本取引の際にお客様が入力するユーザIDとパスワードが当社に登録されているものと一致した場合のみ、行うことができます。
3. ユーザIDとパスワードはお客様ご自身に限り使用することができ、第三者に貸与・譲渡できません。
4. 当社はお客様のユーザIDとパスワードを使用して、本システムに対して行われた売買注文に係る指図および預託金の払い出し

に係る指図並びに連絡については、お客様ご自身が行ったものと見なします。

5. ユーザID・パスワードについて、お客様が第三者に貸与または譲渡した場合、またはお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によって第三者に漏洩したこと等により第三者が注文ないし指図を行った場合、お客様による注文ないし指図として扱われることにお客様は予め同意し、第三者による本取引に係る注文ないし指図に起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、お客様が責を負うものとします。

### 第3条（本システムのサービスの範囲）

当社が本システムにおいてお客様に提供するサービスは、取引説明書および当社ウェブサイトに記載される範囲または別途当社が定める範囲とします。また当社は公的機関からの命令や経済情勢、その他合理的な事情があった場合には、当社の判断によりサービスの範囲を予告なく変更することができるものとします。

2. 本サービスの利用に必要なお客様側の機器・環境等はおお客様の責任で準備するものとします。
3. お客様が本システムを利用できる時間の範囲は当社が別途定めることとします。なお使用時間はお客様に事前に通知することなく変更することがあります。
4. 当社は本システムの保守および改良等のメンテナンスを随時行います。メンテナンス中は本システムを利用できない場合があります。

### 第4条（取引の種類）

お客様が本システムを利用して行える取引、注文の種類、数量およびその有効期限は「取引説明書」記載の範囲または別途当社が定める範囲とします。

### 第5条（為替レートおよびスワップポイント）

本取引で扱う為替レートおよびスワップポイントは、銀行間外国為替市場等の取引レートに基づいて当社が提示する為替レートおよびスワップポイントを適用します。

2. お客様は市況等により約定値がおお客様の指定した為替レートと同一にならない場合があることを予め了承するものとします。

### 第6条（預託金）

お客様は本取引から生じる当社に対するお客様の全ての債務を担保するため、当社が定める額の預託金を取引開始前に当社の定める方法により当社に預け入れるものとします。預託金の預け入れに伴う送金手数料その他の費用はおお客様の負担とします。

2. 預託金として当社が受入れる通貨の種類は当社が定めることとします。
3. 法令により当社は理由の如何に関わらず、お客様以外の名義からの預託金を受け入れません。
4. お客様がポジションを保有する場合において、預託金残高が必要保証金額を下回っている場合、預託金の払い出しや新規の取引はできません。
5. お客様の預託金残高が維持保証金額を下回っている場合、当社はお客様に通知することにより追加的な保証金（追加保証金）の預託を請求することができるものとします。
6. 前項によりお客様が追加保証金の請求を受けた場合、お客様は当社が別途定める期限までに当該保証金を入金するものとします。当社による追加保証金の請求後に、為替相場の変動等により預託金額の不足が回復した場合でも、前項による請求が行われた後は、請求された追加保証金の額を入金するものとします。なお当社が追加保証金の請求を行わなかった場合でも、当該保証金の請求権を放棄したものでなく、また当社は請求を行わなかったことについてお客様に責任を負わないものとします。
7. 当社はお客様に通知することなく必要保証金および維持保証金の額を変更することができるものとします。またこの変更に際してお客様のポジションに係る保証金額にも変更後の金額を適用できるものとします。
8. 当社は本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまで預託金を担保として留保することができるものとします。
9. 当社はお客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合、前項の規定により留保された金銭を以って当該債務の弁済に充当できるものとします。またこの充当後に不足が生じる場合はその額について当社はお客様に追徴するものとします。

10. お客様は前項に定めるほか本取引に係る預託金の取扱いについて当社の定めるところに従うものとします。

#### **第7条（保証金の払い出し）**

1. お客様は預託金の額が当社の定める保証金の必要額を超過する場合において、当社が別途定める方法によりその超過分の全部または一部を出金請求できるものとします。
2. 当社は出金請求を受付けた営業日から起算して原則2営業日以内に当該請求に係る額をお客様が予め指定する銀行等の口座に送金いたします。ただし金額が過大等の場合に2営業日を超過する場合があります。本条の営業日は国内の銀行等の営業日とします。
3. 出金可能額の計算は当社が別途定める計算方法で行います。お客様から出金請求を受付けた後、出金可能額が出金請求額を下回った場合、当社は出金処理を中止できるものとします。

#### **第8条（現受渡し決済）**

1. お客様が受渡しによる決済を行う場合、当社の指定する方法で外国通貨受渡しの指図を行うものとします。当社は取引口座に当該受渡しに必要な金銭の残高があることを確認できたときは、次に定めるところによりこれに応じます。
  - (1) 外貨の買ポジションがある場合、当社は取引口座から当該買付に係る円貨（または外貨）を出金し、相当する外貨を入金する処理を行い、同時に手数料等の諸経費およびスワップポイントに係る精算等の処理を行います。
  - (2) 外貨の売ポジションがある場合、当社は取引口座から当該売付に係る外貨を出金し、相当する円貨（または外貨）を入金する処理を行い、同時に手数料等の諸経費およびスワップポイントに係る精算等の処理を行います。
2. 当社はお客様が現受渡し決済によって得た通貨は全て預託金として取引口座に計上し、当該通貨の出金は第7条の規定に従うものとします。
3. お客様は通貨によっては流動性が低い等の理由により、当社が受渡しに応じられない場合があることを了承します。

#### **第9条（差金決済）**

お客様は本取引に係るお客様のポジションについて任意にこれを転売または買戻しすることができるものとします。この時当社はお客様の売付総代金から買付総代金および手数料等の諸経費を控除し、スワップポイントの受け払いを計算した後の残金額について、お客様の取引口座にて精算処理するものとします。

#### **第10条（強制決済制度）**

当社は以下の各号の事由が生じた場合、第6条の規定に関わらず、事前に通知することなくお客様の計算においてお客様のポジションの全部または一部を差金決済し、またその時点で未約定のお客様の取引注文の全てを取り消すことができるものとします。双方の事由が生じた場合は、第1号の決済を優先します。

- (1) 預託金額にポジションの計算上の評価損益、既決済ポジションに係る未記帳損益等を加減した額が「維持保証金」の金額を下回った場合（即時ロスカット）。
  - (2) 当社が第6条第5項の規定により追加保証金の請求を行ったにもかかわらず、所定の期日までに当該金額が入金されなかった場合（日次保証金不足強制決済）。
2. お客様は当社が前項の差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託金と清算すること、およびその売買損金額が預託金額を上回った場合、お客様はその差額を所定の期日までに支払うことに同意するものとします。
  3. お客様は第1項の強制決済・ロスカットは別途定める時点で成行注文として執行すること、相場動向によっては該当価格よりお客様にとって不利なレートで約定する可能性があること、当社が該当価格で取引を執行する義務を負わないことについて、予め同意するものとします。

#### **第11条（リスクと自己責任）**

お客様は本取引について次の各号に掲げる内容を十分に理解した上で本約款に記載されている事項を承認し、かつ取引説明書記載の内容に従ってお客様の判断と責任において取引を行うものとします。

- (1) 取引説明書記載のレバレッジ特性に係るリスクのほか、為替変動、金利変動等外国為替取引に係るリスクを伴うこと。
- (2) 使用機器、通信回線、その他インターネットに関する障害等により取引が不能、または制限されるリスクを伴うこと。
- (3) 取引はお客様と当社との間の相対取引であり、お客様の当社に対する債権は当社に対する一般の債権者の債権と同順位に扱われ、お客様は当社の信用リスクを負うこと。ただしお客様からの預託金に見合う金銭は金融商品取引法に基づき区分管理されている信託金として保全されること。
- (4) 当社が提示する為替レート等は当社がお客様に独自に提示するものであり、市場における流動性などに応じてお客様により、または個別取引により異なり得ること。

#### **第12条（法令等の遵守）**

お客様は本取引を行うにあたり関連する法令および取引慣行を自己の責任により遵守するものとします。

#### **第13条（注文の受付）**

お客様が本システムを利用して行う売買注文は、当社が提供する取引画面を通じて入力された内容を、当社が受信・確認した時点で、当社受信内容の注文を受付けたものとします。

#### **第14条（注文の執行）**

お客様が本システムを利用して当社に出された注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は注文の執行を行わず、または約定した取引を無効として扱い、もしくは取り消すことができるものとします。

- (1) 預託金が不足する場合
- (2) 売買注文の内容が法令、規制等に反する場合
- (3) 当社が提示した取引レートがカバー取引先の誤配信、取引システムの不具合その他の事由により、実勢レートと大幅かつ明白に乖離したと判断した場合（異常レートによる取引）
- (4) 当社が提供する取引画面を通じない注文、または独自ツールの利用等当社が定めた方法によらない注文。
- (5) その他、取引の健全性等に照らし当社が不適当と判断した場合

#### **第15条（注文の取消、変更）**

お客様が本システムを利用して注文された売買注文は未約定の場合、本システム上から取消・変更を行えます。

#### **第16条（注文および取引口座の照会）**

- 1.お客様は原則として本システムを利用して行った取引の内容、取引口座の残高、その他取引口座に関する事項の確認は本システムを利用して行うものとします。
- 2.当社は別途定める方法を除いて本取引の結果および取引口座の残高等の通知は本システムを利用した電子報告書を用いて行うこととし、郵送・電話等による通知は行わないものとします。

#### **第17条（預託金の入出金）**

- 1.お客様が当社に預託金の出金請求を行う場合は本約款および取引説明書その他当社の定める規定に則り、本システム上から行うものとします。
- 2.当社は別途定める方法を除いて、お客様との入出金に係る連絡は電子通信手段に依るものとし、郵送・電話等による対応は行わないものとします。
- 3.本取引は、お客様が預託金を当社指定の金融機関の所定口座に送金し、当社が入金を確認してお客様の取引口座への入金を完了した時点、またはお客様がクイック入金を完了して取引口座に入金された時点で可能となるものとします。

#### **第18条（システム障害時における対応）**

- 1.お客様は本システムに障害が発生しその利用ができなくなった場合、当社が電話・電子メール等本システムを通じない方法による本取引に係るお客様からの指図ならびに照会を受付けないことを予め承知します。
- 2.障害により本システムを利用できない状態が長期に渡る等の場合、当社はウェブサイトにおける掲示、その他の方法により適宜

の対応方法をお客様に通知するものとします。

#### **第19条（期限の利益の喪失）**

お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合は当社から通知・催告等がなくともお客様は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済することとします。

- (1) 支払いの停止または破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - (2) 手形が不渡りとなるかまたは、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) お客様の当社に対する債権またはお客様が当社に差し入れている担保の目的物について差押または仮差押があったとき。
  - (4) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当する事由またはこれに類する事由が発生したとき。
  - (5) お客様の所在が不明となり、当社が連絡を取れなくなったとき。
  - (6) お客様が死亡したとき、または心身機能の低下により本取引の継続が困難となったとき。
  - (7) お客様が当社の営業に支障をきたす行為を行ったとき。
  - (8) 口座開設時またはその後当社に対して虚偽の申告または届出をしたことが判明したとき。
2. お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合は当社の請求により、お客様は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弁済することとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき。
  - (2) お客様が法令、本約款、その他の当社との間の取引約定、取引慣行または公序良俗のいずれかに違反したとき。

#### **第20条（支払不能または不能となる恐れがある場合等における契約解除・ポジション解消）**

1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したとき、または前条第2項1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅延したときは、当社はお客様に事前の連絡・催告をすることなく本契約を解除できるとともに、お客様の注文・ポジションを任意に決済・解消できるものとします。
2. お客様が前条第2項の各号のいずれかに該当したとき、当社はお客様に対して当社の指定する日時までに当該事由の解消を請求し、お客様が指定日時を過ぎても当該事由を解消しない場合は、当社は指定した日時を以て本契約を解除できるとともに、お客様の注文・ポジションを任意に決済・解消できるものとします。
3. 第1項または第2項のポジションの決済のための反対売買を行った結果、当社に損害が生じた場合は、お客様は当社に対して直ちにこれを賠償するものとします。

#### **第21条（差引計算）**

1. 当社はおお客様に対して有する債権で期限が到来したものと、お客様が当社に対して有する債権をいつでも相殺できるものとします。この場合当社はお客様に対する通知その他所定の手続を省略し、両者の債権を差引計算できるものとします。
2. 前項によって差引計算する場合の債権債務の利息および損害金は、当社所定の利率を差引計算の実行日まで付するものとします。
3. 第1項の差引計算を行う場合で債権および債務の支払通貨が異なるときは、計算実行時において三菱UFJ銀行が提示する対顧客直物電信相場を適用して円貨額に換算しますが、同行が提示していない場合は当社が指定する他の銀行の対顧客直物電信相場を適用するものとします。

#### **第22条（占有物の処分）**

1. お客様が本約款に基づき当社に差し入れる預託金等は全てお客様が当社に対して有する全債務を共通に担保するものとします。
2. お客様が当社と行う取引に関して負担すべき債務を履行しなかった場合は、当社は占有しているお客様の預託金等について商品種類、取引口座等の実務便益上の区分に関わらず、その全体を当社が裁量で処分できるものとし、処分により得られた金額から諸費用を差し引いた残額をお客様の債務の弁済に充当できるものとします。

#### **第23条（充当の指定）**

お客様が当社に対する債務の弁済を行う場合、または当社が第21条の規定の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額または

お客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を消滅させるのに不足する場合、当社が任意に定める順序方法により預託金をもって不足額に充当できるものとします。

#### **第24条（遅延損害金）**

お客様は当社に対する債務の履行を怠ったとき、履行期日の翌日から履行の日まで当社が別途定める年率の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### **第25条（債権譲渡等の禁止）**

お客様が当社に対して有する債権は当社の同意なくこれを他に譲渡、質入、その他処分することはできないものとします。

#### **第26条（届出事項の変更）**

- 1.お客様が本システムの利用に関して当社に届け出ている事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞無く変更内容を届け出るものとします。
2. 前項に定める変更の届出を怠り、または遅延したことに起因してお客様が被った損害・損失は全てお客様に帰属し、当社は一切の責を負わないものとします。

#### **第27条（通知の効力）**

お客様が予め届け出た住所、事務所の所在地又はお客様のメールアドレスあてに当社からなされた諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着または到着しなかった場合は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### **第28条（報告書の作成、提出）**

- 1.当社が政府機関または業界団体等から法令または規則等に基づきお客様に係る本取引の内容等を報告することを求められた場合、お客様は当社がこれに係る報告をすることに異議を申し立てず、当社の指示に従い協力するものとします。
2. 前項の報告書その他の作成、提出に関してお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切の責を負わないものとします。

#### **第29条（預託金銭の利息）**

当社が別途定める場合を除き、本取引に関してお客様が当社に預け入れた預託金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に係る金銭に対する利息は生じないものとします。

#### **第30条（手数料等諸経費）**

お客様は当社が別途定める取引手数料、送金手数料等の諸経費を支払うものとします。

### 第31条（解約）

1. お客様が本約款に基づく契約を解約する場合は当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただしお客様のポジションがある場合は解約の申し入れを行えないものとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らかの通知・催告をすることなく直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとし、その際お客様のポジションがある場合はお客様の計算において当社は任意に決済し、本約款第21条および第22条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。
  - (1) お客様が本約款第19条第1項および同条第2項に定める事由のいずれかに該当した場合。
  - (2) お客様が不正行為、または合理的にこれが疑われる行為を行った場合。
  - (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の反社会的勢力であると判明した場合、または合理的にこれが疑われる場合。
  - (4) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いた場合、もしくは風説を流布し偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害した場合、その他これらに類する行為を行った場合。
3. 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合、当社はお客様に通知をすることにより本約款に基づく契約を解除すること、または取引を一時的に制限することができるものとします。その際お客様のポジションがある場合は当該通知が到着した後速やかに、もしくは当該通知に記載した期日に、当社はお客様の計算において決済した上、本約款第21条および第22条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。
  - (1) お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断した場合。  
具体的には以下の場合を指しますが、これらに限られないものとします。
    - 1.お客様の口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていたことが明らかになった場合、又はその疑いが強い場合。
    - 2.本取引を目的としないと考えられる入出金操作が多く行われた場合。
    - 3.他のお客様または当社のカバー業務に悪影響を与えると考えられる多額の取引や短期間内の高頻度取引があった場合。
  - (2) お客様が第32条に定める本約款の変更に同意しない場合。
  - (3) お客様が法令または規則等に基づく資料の提出等の要請に応じない場合。
  - (4) 当社が本取引または本システムの運用を停止または廃止した場合。
4. 前第2項及び第3項の規定にも拘わらず、当社は1週間以上の猶予期間を設けてお客様へ通知することにより、本約款に基づく契約を解除することができるものとします。
5. 前第2項から第4項の規定によりお客様に当社に対する債務が生じた場合、お客様は直ちにその債務の弁済を行うものとします。

### 第32条（約款・サービス内容の変更等）

- 1.当社は本約款および本取引に関するサービス内容の変更を法令変更、監督官庁の指示、その他の必要等に応じて行うことがあります。
2. 前項により本約款または当社が提供するサービス内容が変更された場合、当社ウェブサイト、本システムへの掲示または電子メール等によりお客様に通知するものとし、お客様より当社が定める期限までに異議の申し出がない場合、お客様はその変更同意したものとみなします。また通知後に行われた取引は本約款またはサービス内容の変更を承知の上なされたものとします。

### 第33条（免責事項）

- 以下に該当する事由等によりお客様に何らかの損害または費用負担が生じた場合でも当社はこれらについて一切の責を負わず免責されるものとします。
- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、紛争、突発的な事件、為替管理政策の変更、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、規制の変更等不可抗力と認められる事由により、取引の執行、金銭の授受または預託の手續等が遅延、または不能となった場合
  - (2) 強制決済制度に従ったポジションの処分



- (3) 取引レートの異常な乱高下、流動性の大幅な低下、金融不安等の理由により、お客様の注文に当社が応じ得ず、または執行が遅延したことによって生じた損失
- (4) 異常な取引レートが配信された場合に、当社が当該取引レートに基づく約定を無効として扱い、または取り消したことにより生じた損失
- (5) お客様の機器、環境、ソフトウェアの故障および不具合、当社の故意・重大な過失によらない当社の機器、環境、ソフトウェアの故障および不具合、市場関係者や第三者が提供する機器、環境、ソフトウェアの故障および不具合により生じた損失
- (6) 通信回線の混雑、不具合によるお客様と当社との交信不能、不安定等、当社の責に帰すことができない場合の損失
- (7) お客様がユーザID並びにパスワードを第三者に譲渡または貸与した場合、またはお客様の過失、盗難、被窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客様のIDとパスワードが第三者に漏洩した場合の損失。ただし盗難、紛失等の場合で当社所定の届出が行われた後を除く。

#### **第34条（録音）**

当社は、当社とお客様との間で交わされる会話を録音することがあります。

#### **第35条（準拠法・合意管轄）**

- 1.本約款は日本国の法律に準拠し、それにより解釈されるものとします。
2. お客様と当社との間の本取引および本システムに関する訴訟は東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### **第36条（その他）**

本約款に定めのない事項が生じた時または本約款の履行もしくは解釈につき疑義を生じた場合は、双方誠意を以って協議し円満解決を図るものとします。

以上

制定日 2018/6/1

